

令和4年度 第7回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年10月11日(火)					
招集の場所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和4年10月11日	午後1時30分	会長	杉下 和治	
	閉会	令和4年10月11日	午後1時55分	会長	杉下 和治	
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 25名 欠席 1名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樅木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	×
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○	
議事録署名委員	12番 中村 幸二 13番 恒松 純生					
出席した 農業委員会職員	事務局長 高田 真之 参事 椎葉 尚宏					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第5 議案第3号 農地利用集積計画(第10回)の決定について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから、令和4年度第7回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。朝晩はですね目つきり寒くなりまして、体調管理には万全を期していただきたいと思います。そしてまた、先週だったですか、台風14号は、少なからずとも農作物に被害を与えたと思いますけれども、報道で言われるような被害は最小限度で済んだのでよかったですかなと思っております。よろしく願います。今日はですね、23番、井出委員から欠席の旨の通知がありましたので御報告いたします。出席委員は26名中25名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の氏名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、12番、中村幸二委員。13番、恒松純生委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は2ページを御覧下さい。今回は5件の合意解約となっております。解約理由につきましては、86番から89番は、所有権移転のため、90番は、第三者貸付けのためとなっております。以上、報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で、報告第1号を終わります。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は3ページからになります。今回は5件の審議をお願いいたします。
申請番号11番ですが、資料は4ページから12ページになります。譲渡人は、町外の個人、譲受人は、町内の個人の方です。移転する土地としましては、4筆で、地目は台帳、現況とも畑です。面積は合計1,558平米となっております。移転する契約としては、贈与による所有権移転です。譲受人は、申請地に、栗や里芋、白菜、大根などの野菜を栽培される予定です。
次に申請番号12番ですが、資料は13ページから20ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、3筆で、地目は台帳、現況とも田です。面積は合計2,592平米となっております。移転する契約としては、反当たり10万円の売買による所有権移転になります。譲受人は、申請地に、飼料稲や牧草を作付される予定です。
次に、申請番号13番ですが、資料は21ページから28ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、3筆で、地目は台帳は田、現況は畑です。面積は合計

860平米となっております。移転する契約としては、贈与による所有権移転です。譲受人は、申請地にそのまま栗を栽培される予定です。

次に申請番号14番ですが、資料は29ページから36ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、1筆で、地目は台帳、現況とも畑です。面積は463平米となっております。移転する契約としては、贈与による所有権移転です。譲受人は、申請地にそばを栽培される予定です。

次に、申請番号15番ですが、資料は37ページから46ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は、町内の法人の方です。移転する土地としましては、3筆で、地目は、台帳は畑が1筆、田が2筆、現況は畑が3筆です。面積は合計1,289平米となっております。移転する契約としては、反当たり31万円の売買による所有権移転です。譲受人は、申請地に、カボチャや白菜などの野菜を栽培される予定です。44ページを御覧下さい。譲渡人、1筆につきましては、譲渡人の夫が、12年前に5条転用による許可を受けておりましたが、理由書にあるように、許可直後に、譲受人が亡くなられて、当初事業の計画が実行出来なかったものです。今後は県に、この理由書を提出して、5条許可書を返却することとしております。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしくお願ひいたします。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第4班の現地調査がありましたので、申請番号11番の案件について、16番委員の中村好文委員より、申請番号12番の案件について、12番委員の中村幸二委員より、申請番号13番の案件について、15番委員の西野委員より、申請番号14番の案件について、2番委員の村田委員より、申請番号15番の案件について、6番委員の吉田委員より報告をお願いします。

○**16番委員（中村 好文君）** はい、16番委員の中村です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号11番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告します。資料は4ページから12ページになります。12ページの地図を御覧下さい。場所は麓地区で、県道錦・湯前線の白髪神社の西側に3筆、また1筆は約500メートル南西の所になります。譲渡人は、町外の個人、譲受人は、町内の個人の方です。申請地には、1筆は栗、3筆は、里芋、白菜、大根などの野菜を栽培される予定です。何ら問題ないと思いますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○**12番委員（中村 幸二君）** 12番委員の中村です。農地法第3条の規定による申請許可、申請番号12番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告いたします。資料は13ページから20ページになります。20ページの地図を御覧下さい。場所は、神殿原地区で、県道多良木・相良線と、百太郎溝との間にある、春日会館から東へ約400メートル、神殿原公民館から北東に約350メートルの所になります。3筆です。道側にある2枚の田は、1枚にして奥にある田への進入路を兼ねてなさるそうです。譲渡人、譲受人共に町内の個人の方です。申請地には飼料稲や牧草などを作付される予定です。何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議方をよろしくお願ひいたします。

○**15番委員（西野 雅倫君）** 15番委員の西野です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号13番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告いたします。資料は、21ページから28ページになります。28ページの地図を御覧下さい。場所は内山地区で、県道多良木・相良線とフルーティーロードとの交差点西側で、クラウンゴルフ場から南西に約600メートル、内山公民館から北西に約250メートルの所にあります。譲渡人、譲受人、共に町内の個人、親子関係になります。申請地には栗が栽培されていて、そのまま栽培される予定です。何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議のほうをよろしくお願ひいたします。

○2番委員（村田 新一君） 2番委員の村田です。農地法第3条の調査報告します。受付番号14番です。ページ数が29ページから36ページになります。譲受人、譲渡人、同じ町内の方で、贈与による所有権移転になります。場所は、36ページを御覧下さい。共済組合から約100メートルぐらいの所にあります。譲受人はそばをここで作られるそうです。今現在、畑は少し草が生えていましたけども管理されていて、来年そばを作るには十分だと思います。何ら問題ないかと思しますので、よろしくお願ひします。以上です。

○6番委員（吉田 利明君） それでは、申請番号15番について、午前中の現地調査の結果を申し上げます。譲渡人は町内の個人の方で、譲受人が町内の法人の方です。地目は、3筆ありまして、畑と、田んぼが2筆ということで、現状、現況は3筆とも畑です。3筆で、1,289平米ということで、売買による移転で、カボチャ、白菜などを作られる予定です。ページ数はですね、37ページから46ページ。46ページを御覧下さい。東側に、南稜高校のグラウンド、そして、県道皆越・免田線のちょっと入った所の西側の所に3筆あります。3筆ともですね、全耕作者の方がきれいに管理されておりまして、荒れてはおりませんでした。45ページを御覧下さい。3つの中の499の1、地目がですね、左側の44ページの事務局の説明により、住宅を作る予定でしたが、計画実行不能の理由書が添付されております。この面積であれば、反の31万ということで、妥当ではないかと思ひます。皆様方の御審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、ありがとうございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号11番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号11番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって申請番号11番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号12番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号12番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号12番の案件については、原案のとおり決定いたしました。申請番号13番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号13番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号13番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号14番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号14番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号14番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号15番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号15番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号15番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は47ページからになります。今回は1件の審議をお願いいたします。申請番号13番ですが、資料は48ページから59ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、2筆で、台帳現況とも田、転用面積は2,581平米となっています。移転する内容としては、永久年間の使用貸借権です。転用の目的は、牛舎と堆肥舎、牛の運動場です。51ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、県道錦・湯前線の錦町一武との境で、榎田公民分館から南西に約700メートルの所になります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域内ですが、農業用施設用地として用途変更届を済ませてあります。53ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書、融資証明書、59ページには、土地の使用貸借契約書を掲載しています。排水対策や環境対策等も、十分な対応を行い、周囲への影響がないように配慮することです。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第4班の現地調査がありましたので、申請番号13番の案件について、16番委員の中村好文より報告をお願いします。

○16番委員(中村 好文君) 16番委員の中村です。農地法第5条、申請番号13番の案件について、午前中現地調査の結果を報告します。資料は48ページから59ページになります。51ページを御覧下さい。場所は、榎田地区で、県道錦・湯前線の錦町の一武との境になり、榎田公民分館から南西に約700メートル、税所商店から南へ450メートルの所になります。譲渡人、譲受人、共に町内の個人、親子関係になります。土地は使用貸借され、譲受人は、申請地に牛舎や堆肥舎、牛の運動場を建設される予定です。特に問題ないと思います。皆様方の御審議方よろしくをお願いします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号13番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号13番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号13番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第5 議案第3号 農地利用集積計画(第10回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画(第10回)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) はい。それでは、まず先に利用権設定に係る分について説明いたします。資料は61ページを御覧下さい。61ページ上段の、申請番号387番から63ページ上段の391番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。その下、392番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。64ページ上段の393番から65ページ上段の395番は、新規の賃貸借権の設定です。その下、394番は、新規の使用貸借権の設定となります。66ページ上段の396番から68ページ下段の401番までは、新規の農地中間管理事業による賃借設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。69ページを御覧下さい。今回の申請は6件で、58番から62番までは、熊本県農業公社が買入れするものです。63番につきましては、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格について説明いたします。全て10アール当たりの価格になります。58番の買入価格70万円。59番の買入価格50万円。60番の買入価格70万円。61番の買入価格、51万4,741円。62番の買入価格10万円です。63番の売渡価格、59万8,715円です。以上6件の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。70ページから79ページにかけて、申請地位置図、利用権設定状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地図は、58番から62番の農地を掲載しております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第3号、農用地利用集積計画(第10回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積計画(第10回)について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員賛成です。したがって本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) 御起立願います。礼。

閉会 午後1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月10日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 12番 中村 幸二

あさぎり町農業委員会 署名委員 13番 恒松 純生